

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると所得者異動届出書

注意

1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。ただし、給与所得者の個人番号の欄の個人番号は前勤務先では記載せず新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の欄の個人番号は記入せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段の事項を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
令和●年11月30日		所在地 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912		特別徴収義務者指定番号 2345		宛名番号 12345			
関川村長 あて		名称 (株)関川物産		係 総務課 給与係		氏名 関川花子			
(特別徴収義務者) 給与支払者		個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		連絡者の名号 氏名		電話 (0254)64-1451			
		代表者の職氏名 代表取締役 関川太郎		連係電話番号					
給与所得者	フリガナ	ニイガタ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 (該当する番号に○)	異動後の未徴収税額の徴収方法 (該当する番号に○)
	氏名	新潟太郎 (旧姓)		120,000 円	6 月分から 11 月分まで 円	12 月分から 5 月分まで 円	年 月 日	① 退職 ② 転勤 ③ 休職・長欠 ④ 死亡 ⑤ 支払少額 ⑥ 合併・解散 ⑦ その他 (事由)	1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 (未徴収税額を全額徴収して納付する) 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付する。※一括徴収できない理由欄を記入。)
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	1月1日現在住所	関川村大字下関1番地							
異動後の住所									

普通徴収の場合、村から本人へ納税通知書を送付し、納めていただきますので、その旨本人にご連絡ください。

一括徴収の納入月等は、必ず記入してください。

◎一括徴収等 ※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

※退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入くださるようお願いいたします。	一括徴収予定額	60,000 円	一括徴収できない理由
	一括徴収した税額は、12月分で納入します。 (令和●年1月10日納期限分)		1. (ウ)を超える給与等の支払いがないため 2. その他

新勤務先は、前勤務先から異動届出書を受けましたらこの欄と給与所得者の個人番号に記入し、村へ提出してください。

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください)

関川村で初めて特別徴収する場合は○で囲んでください。

月割額 円 を 月分から徴収し納入します。	新給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収義務者指定番号	新規
		フリガナ	連絡者の係	
		名称	係・氏名 氏名	
		代表者の職氏名	電話番号 電話 ()	